Ver3.2.2

電気需給約款

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

電気需給約款目次

Ⅰ　総　　則

１．適　　用 1
２．需給約款等の変更 1
３．定　　義 2
４．単位および端数処理 3
５．実施細目等 3

Ⅱ　契約の締結

６．　電気需給契約締結前の確認事項 4
７．　契約の要件 4
８．　電気需給契約の成立および契約期間 5
９．　需要場所 5
１０．　電気需給契約の単位 5
１１．　供給の開始 5
１２．　供給の単位 6
１３．　承諾の限界 6
１４．　電気需給契約書の作成 6

Ⅲ　料金および契約種別

１５．　料　　金 6
15-1.　力率調整 7
１６．　契約種別 7
１７．　特別高圧電力 8
１８．　高圧電力 9
１９．　自家発補給電力 9
２０．　予備電力 10
２１．　臨時電力 11
２２．　契約電力に係る特別な扱い 11
22-1.　電源構成及び環境価値 12

Ⅳ　料金の算定および支払い

２３．　料金の適用開始の時期 13
２４．　検 針 日 13
２５．　料金の算定期間 13

２６．　使用電力量等の計量 13
２７．　料金の算定 14
２８．　料金の支払義務ならびに支払期日 14
２９．　料金その他の支払方法 15
３０．　保証金 16

Ⅴ　使用および供給

３１．　適正契約の保持 16
３２．　契約超過金 16
３３．　需給計画に係るお客さまの協力 17
３４．　連絡体制 17
３５．　力率の保持 17
３６．　需要場所への立入りによる業務の実施 17
３７．　電気の使用に伴うお客さまの協力 17
37-1.　用地確保等の協力 18
37-2.　施設場所の提供 18
37-3.　お客さまの電気工作物の使用 18
37-4.　調査および調査に対するお客さまの協力等 19
３８．　供給の停止 19
３９．　供給停止の解除 20
４０．　供給停止期間中の料金 20
４１．　違 約 金 20
４２．　供給の停止または使用の制限もしくは中止 20
４３．　損害賠償の免責 21
４４．　設備の賠償 21

Ⅵ　契約の変更および終了

４５．　電気需給契約の変更 21
４６．　料金の変更 22
４７．　名義の変更 22
４８．　電気需給契約の中途解約 22
４９．　需給開始後の電気需給契約の終了または変更に伴う料金の精算 23
５０．　需給開始後の電気需給契約の終了または変更に伴う工事費の精算 23
５１．　解 約 等 23
５２．　お客さまからの契約期間内解約 24
５３．　電気需給契約終了後の債権債務関係 24

Ⅶ 需 給 地 点

５４． 需給地点および施設..... 25

Ⅷ 工事および工事費負担金

５５． 供給設備の工事費負担金相当額の申し受け..... 25
５６． 計量器等の取付け 25

Ⅸ 保安

５７． 保安の責任 26
５８． 保安等に対するお客さまの協力..... 26

Ⅹ その他

５９． 守秘義務 27
６０． 第三者への委託 27
６１． 準 拠 法 27
６２． 管轄裁判所 27
６３． 反社会勢力の排除 27

別表

１．季節、休日、時間帯区分.....29
２．再生可能エネルギー発電促進賦課金.....34
３．燃料費等調整.....35
４．平均力率の算定式.....47

Ⅰ 総　　則

1. 適　　用

この電気需給約款（以下「この需給約款」といいます。）は、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）が電気事業法第二条の二に基づく登録を受けた小売電気事業者として、高圧または特別高圧でお客さまに電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

なお、当社は地域送配電事業者等の送配電設備を介して電気を供給するものとし、この電気の供給は地域送配電事業者等が定める託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。）に基づいて、当社と地域送配電事業者とが締結した接続供給契約（以下「接続供給契約」といいます。）に基づくものとします。

2. 需給約款等の変更

(1) 託送供給等約款が変更されたとき、法令、条例その他の規則等の制定または改廃、経済環境の著しい変化、その他当社が必要と判断した場合、当社は、民法第 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に従い、お客さまの了承を得ることなく、この需給約款を変更することがあります。その場合、原則として、料金にかかわる条件は変更の効力発生日直後の検針日から、その他の供給条件は変更の効力発生日から、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。なお、当社は、この需給約款等を変更する場合には、当社の Web サイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

(2) この需給約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。ただし、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

イ　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社 Web サイト上に掲載する方法その他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ　契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ　上記にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

(3) お客さまと当社との間での本契約の成立に際し、本契約に関する供給条件を記載した書面については、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、

この点について、あらかじめ承諾していただきます。

(4) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更日以降の電気料金その他の料金に係る税率を変更して適用します。

3. 定　　義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特 別 高 圧

標準電圧 20,000 ボルト以上のものをいいます。

(2) 高　　圧

標準電圧 6,600 ボルトをいいます。

(3) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を一次側電圧とする変圧器およびその二次側に施設される変圧器をいいます。

(4) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(5) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(6) 最大需要電力

託送供給等約款に定める 30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計器により計量される値をいいます。

(7) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、地域送配電事業者等が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された 30 分ごとの値をいいます。

(8) 地域送配電事業者等

北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社、ならびに、配電事業者のうち、お客さまの需要場所を供給区域とする会社をいいます。

(9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額の合算額をいいます。この需給約款および電力需給契約書に記載される単価、料金その他の金額にはそれぞれ消費税等相当額が含まれるものといたします。なお、消費税率が変更された場合には、当社は新たな税率を適用して料金を算定し、その算定結果は毎月の請求書に明示することによりお客さまに通知するものといたします。また、当社ホームページにおいて消費税率改訂に伴い、当社も新税率を適用することを開示するものといたします。消費税等相当額を含む料金を計算するにあたり、計算式中の一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）や地域送配電事業者等の第三者が公表する金額が消費税等相当額を含まない場合は消費税等相当額を含む金額に換算して計算するものとします。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条に定める賦課金をいいます。

(11) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(12) スポット市場価格

卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引を行うための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引にかかわる電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。）をいいます。

(13) 旧一般電気事業者

北海道エリアにおいては北海道電力株式会社、東北エリアにおいては東北電力株式会社、東京エリアにおいては東京電力エナジーパートナー株式会社、中部エリアにおいては中部電力ミライズ株式会社、北陸エリアにおいては北陸電力株式会社、関西エリアにおいては関西電力株式会社、中国エリアにおいては中国電力株式会社、四国エリアにおいては四国電力株式会社、九州エリアにおいては九州電力株式会社（いずれも、その小売電気事業を承継した者を含みます。）をいいます。

4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 力率の単位は、1 パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算して申し受ける場合には、消費税、地方消費税および再生可能エネルギー発電促進賦課金が課される金額ならびに消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、それぞれ 1 円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

5. 実 施 細 目 等

(1) この需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) この需給約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ． 契約の締結

6. 電気需給契約締結前の確認事項

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款、託送供給等約款を承諾のうえ、次の事項をあらかじめ協議させていただいたうえで電気需給契約を締結させていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。以下同様とします。）、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日および使用期間等の事項に関するお客さま情報は、当社が指定する契約確認シート（契約情報）および契約確認シート（設備情報）（これらを総称して、「電気需給契約の申込書類」といいます。）に必要事項をお客さまに記入していただき、あらかじめ当社に提出していただきます。

なお、当社から本契約に基づく電気の供給を受ける以前に他の小売電気事業者から電気の供給を受けていたお客さまの契約種別は、当社が提供する契約種別の中から、従前の小売電気事業者と同等の契約種別を適用するものとします。これを変更するときは、お客さまと当社で協議することといたします。

また、契約受電設備、契約電力については、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

(2) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ地域送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(3) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(4) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。

(5) 当社は、電気需給契約の履行に必要な範囲のお客さま情報を、地域送配電事業者等に開示いたします。

7. 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、地域送配電事業者等の送配電設備を使用いたします。

それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ地域送配電事業者等の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および託送供給等約款で定める技術要件を遵守し、地域送配電事業者等からの給電指令に従っていただきます。

8. 電気需給契約の成立および契約期間

(1) 電気需給契約は、お客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいたうえ、契約条件について当社と合意に達したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。なお、ロに基づき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみを説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを当社が適切と判断した方法によりお知らせすることとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ　当社より特段の指定がない場合には、電気需給契約成立後、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了日の 3 か月前に先立って、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了日の3か月前に先立って、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長または更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了となり終了します。

9. 需 要 場 所

(1) 需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

(2) 対象建物が地域送配電事業者等において 1 需要場所と定める場合は当社においても同様の取扱といたします。

10. 電気需給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1法人または1需要場所について、1電気需給契約を結びます。

11. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの電気需給契約の内容について合意に達したときには、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経た後、すみやかに電気を供給いたします。

(2) お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた供給開始日を延期する場合、お客さまには、供給開始が延期された期間について基本料金の 50 パーセント相当額を負担していただきます。

(3) 当社の責に帰すべき理由により、お客さまとの協議によって定めた供給開始日を延期する場合、当社は実際の供給開始日までの期間、供給開始原因が小売電気事業者の切替えによるときは、お客さまが従前の電気小売事業者に支払った金額と当社との契約における金額との差額を、供給開始原因が新規契約によるときは、お客さまの需要場所が属する供給区域の旧一般電気事業者が提供する標準料金（当社との間の電気需給契約の内容に沿う料金プランの料金とします。）と当社との契約における金額との差額を負担いたします。

(4) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめお客さまとの協議によって定め

た供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。
この場合、本条(2)および(3)は適用を除外するものとします。

12. 供 給 の 単 位

当社は特別の事情がない限り、1 需要場所につき 1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

13. 承 諾 の 限 界

法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他の事情によってやむをえない場合には電気需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。この場合はその理由をお客さまにお知らせいたします。

14. 電気需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　料金および契約種別

15. 料　　金

(1) 料金を算定するため、お客さまには、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当社が電力供給をするうえで必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。

(2) 当社は、(1)の情報を基に基本料金単価と従量料金単価を定め、お客さまとの合意に達した場合、電気需給契約書に記載させていただきます。

(3) 料金は基本料金（基本料金単価×契約電力）にその 1 月の使用電力量によって算定した従量料金（従量料金単価×使用電力量）（自家発補給定検時および自家発補給事故時の従量料金単価が定められている場合、当該電力を使用した場合の料金は当該単価に当該時の電力使用量を乗じて算出します。）ならびにこの需給約款の別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 3（燃料費等調整）の燃料費等調整相当額（燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額および市場価格調整額を総称していいます。以下同様とします。）を加えたものとします（それぞれに消費税額を含みます。）。市場連動メニューおよび完全固定型メニューについては、燃料費等調整相当額を含みません。実際の需要電力または力率が契約内容と異なる部分については、それぞれ、32（契約超過金）および 15-1（力率調整）に定める金額を申し受けます。
なお、事前にいただいた情報と実際の需要電力および電力使用量が著しく異なる場合は、料金単価の変更を含め、別途協議させていただきます。

(4) 料金は、電気需給契約書で定めた料金を支払期日までにお支払いいただきます。
(5) 電気をまったく使用しなかった月（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、それぞれの契約種別ごとに定められた基本料金の半額といたします。
ただし、自家発補給契約の基本料金につきましては、自家発補給電気の供給をまったく受けなかった月は、自家発補給電力不使用時の基本料金を適用いたします。
なお、予備電力契約がある場合の予備電力基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、基本料金単価によって算定いたします。
(6) トラッキング付き非化石証書を使用したメニューについて、非化石価値取引市場での約定の翌月末にトラッキング付き非化石証書を付与いたします。付与発行時期に遅延がある場合には、当社はすみやかにお客さまへ連絡するものといたします。割り当て発電所の詳細については、「トラッキング付き非化石証書 取引結果通知」に記載することといたします。
(7) 当社は、お客さまに対し、本契約に基づく電気料金が、本契約以前の電気料金より安価であることを保証するものではありません。また、当社は、お客さまに対し、本契約に基づく電気料金が本契約以前の電気料金より安価でないことが原因で生じた損害について、いかなる場合にも賠償の責めを負わないものとします。
(8) 市場連動メニューについては、電気料金が約定単価により変動するものであり、電気料金が高騰するリスクがあることをお客さまは了承します。また、当社は、お客さまに対し、約定単価の変動によりお客さまが受けた損害について、いかなる場合にも賠償の責めを負わないものとします。

15-1. 力 率 調 整

(1) 需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします（自家発補給電力および予備電力を除きます。）。なお、お客さまがまったく電気の供給を受けないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。
(2) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100 パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表 4（平均力率の算定式）の平均力率の計算式によるものとします。

16. 契 約 種 別

契約種別は、基本類型と個別類型を組み合わせたものとし、具体的な契約種別について、当社から本契約に基づく電気の供給を受ける以前に他の小売電気事業者から電気の供給を受けていたお客さまについては、6（電気需給契約締結前の確認事項）(1)なお書きに基づき、それ以外のお客さまについては、当社とお客さまとの協議により決定させていただきます。
なお、季節区分、休日区分および時間帯区分については別表 1（季節、休日、時間帯区分）に規定のとおりとします。

契 約 種 別 (基本類型)	特別高圧電力	・産業用 主に動力を使用するものを対象 ・業務用 電灯と小型機器、もしくは電灯と小型機器および動力を使用するものを対象
	高圧電力	
	自家発補給電力	
	予備電力	
	臨時電力	

個別類型は以下のとおりとします。

イ　標準（季節別）

別表 1（季節、休日、時間帯区分）に規定する夏季とその他季の料金を設定し、適用するものを対象とします。

ロ　季節別時間帯別

別表 1（季節、休日、時間帯区分）に示す、地域ごとの季節別時間帯別に料金を設定し、適用するものを対象とします。

ハ　休日高負荷

休日の電気の使用量が平日と同等、もしくは平日以上となるお客さまを対象とします。

ニ　負荷率別

電気を効率的に使用いただけるお客さまを対象とし、1 キロワット当たりの使用時間が増えるほど低い料金単価が適用されます。

ホ　市場連動

スポット市場価格に連動した料金が適用されます。

ヘ 完全固定型

年間通して同一の料金を設定し、適用するものを対象とします。

以下の個別類型は東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域のお客さまを対象とします。

ト　ベーシックプラン

年間通して同一の料金を設定し、適用するものを対象とします。

チ　市場調整ゼロプラン

年間通して同一の料金を設定し、スポット市場価格の変更の影響を受けず、料金の変動幅の抑制をご希望のお客さまを対象とします。

リ　市場価格連動プラン

別表 3（燃料費等調整）(3) の 4 つの時間帯に区分した料金を設定し、適用するものを対象とします。

17. 特別高圧電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、動力もしくは電灯、小型機器を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力

供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力についてはお客さまからいただいた電気需給契約の申込書類の内容に基づいて、お客さまと当社との協議によって定めます。

18. 高 圧 電 力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、動力もしくは電灯、小型機器を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力

供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力についてはお客さまからいただいた電気需給契約の申込書類の内容に基づいて、お客さまと当社との協議によって定めます。

19. 自家発補給電力

(1) 適用範囲

特別高圧もしくは高圧で電気の供給を受けて、動力もしくは電灯、小型機器を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、負荷の実状に応じてお客さまと当社との協議により定めます。

(3) 自家発補給電力の使用

イ　お客さまが自家発補給電力を使用される場合は、お客さまより前々営業日までに使用開始の時刻と使用終了の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ロ　常時電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、自家発補給電力を使用したときの最大需要電力が、17（特別高圧電力）、18（高圧電力）で定める契約電力をこえないときは、イにかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

ハ　その1月に前月から継続して自家発補給電力を使用した場合で、その期間が前月の自家発補給電力を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における自家発補給電力の使用は前月の使用とみなします。

(4) 常時電力と同一計量される場合の最大需要電力

常時電力と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

イ　協議制のお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、その需要電力の最大値を常時電力と自家発補給電力との契約電力の比で按分して得た値をその1月の最大需要電力とみなします。

ロ　実量制のお客さまの場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(5) 常時電力と同一計量される場合の使用電力量

イ　使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値といた

します。

基準の電力は、次のいずれかを基準として決定するものといたします。基準電力の決定方式は下記の方式のうち原則として(ハ)によるものとしますが、とくにお客さまのお申し出がある場合は、あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

(イ) 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時電力の平均電力

(ロ) 自家発補給電力の使用の前3月間における常時電力の平均電力

(ハ) 自家発補給電力の使用の前3日間における常時電力の平均電力

ロ　自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。

ハ　使用電力量の区分

自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものといたします。

(6) その他

イ　お客さまの自家用発電設備の定期検査または定期補修は、できる限り夏季および冬季をさけて実施していただくものとし、その期日は、毎年度当初にお客さまからの申し出をもとにお客さまと当社との協議によってあらかじめ設定し、その1か月前に再度確認するものといたします。

ロ　お客さまは、受電記録および発電記録を作成し、必要に応じて当社へ提出いただくものといたします。

ハ　その他の事項については特に定めのある場合を除き、17（特別高圧電力）または18（高圧電力）に順ずるものといたします。

20. 予 備 電 力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ　予備線

常時供給変電所から常時供給回線以外の回線で、常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ　予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、当社から本契約に基づく電気の供給を受ける以前に他の小売電気事業者との間で予備電力に係る契約を締結していたお客さまについては、原則として小売電気事業者切替前の値、もしくは常時供給電力の値とし、それ以外のお客さまについては原則として常時供給電力の値とし、必要に応じて負荷の実情および小売電気事業者切替前の値を勘案

して、お客さまと当社との協議により定めます。

(3) 方式

本契約における予備電力は、本契約が他の小売電気事業者から当社への変更の場合は変更以前の方式を継承し、それ以外の新設等の場合は以下に掲げる方式のなかからお客さまに選択していただくものといたします。

イ　契約対象外

ロ　予備線受電を適用

ハ　予備電源受電を適用

ニ　予備線受電および予備電源受電を組合わせて適用

(4) その他

イ　お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については特に定めのある場合を除き、17（特別高圧電力）または 18（高圧電力）に順ずるものといたします。

21. 臨 時 電 力

(1) 適用範囲

契約使用期間が 1 年未満の需要の場合に適用します。ただし、毎年、一定期間に限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力

供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力についてはお客さまからいただいた電気需給契約の申込書類の内容に基づいて、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) その他

基本料金および従量料金は各契約種別の 1.2 倍といたします。

22. 契約電力に係る特別な扱い

(1) 最大需要電力が 500 キロワット未満のお客さまへの実量制の適用

イ　契約種別が 18（高圧電力）のお客さまのうち最大需要電力が 500 キロワット未満のお客さまを「実量制のお客さま」といい、契約電力は、当社から本契約に基づく電気の供給を受ける以前に他の小売電気事業者との間で契約を締結していたお客さまについては、小売電気事業者を切り替える前の実績値を準用するものとし、料金適用開始の日以降最大需要電力が契約電力を上回る場合は、上回った月以降の契約電力を新たに上回った値に変更するものといたします。それ以外のお客さまについては、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値とします。また、当社との電気需給契約を自動的に更新されるお客さまの場合は、料金の算定期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のいずれか大きい値を契約電力といたします。

ロ　契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値が、その 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された

日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ　契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

二　自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

(2) 最大需要電力が 500 キロワット以上のお客さまへの協議制の適用

イ　契約種別が 17（特別高圧電力）のお客さまおよび契約種別が 18（高圧電力）のお客さまのうち最大需要電力が 500 キロワット以上のお客さまを「協議制のお客さま」といい、契約電力は、当社から本契約に基づく電気の供給を受ける以前に他の小売電気事業者との間で契約を締結していたお客さまについては、小売電気事業者を切り替える前の実績値を準用するものとし、料金適用開始の日以降最大需要電力が契約電力を上回る場合は、上回った月以降の契約電力を見直すものといたします。それ以外のお客さまについては、お客さまと当社との協議によって定めた値とします。

ロ　協議制のお客さまによる料金適用開始の日以降の最大需要電力が契約電力を下回る場合でも、契約電力を減少することはできず、引き続き契約電力が適用されるものといたします。

ハ　自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

22-1. 電源構成及び環境価値

(1) 当社は、環境価値配慮型のメニューについて、非化石証書を利用するものとします。当社は、お客さまが希望される場合には、非化石価値取引市場での約定の翌月末に、お客さまに対し、証明書を付与いたします（トラッキング付非化石証書を使用したメニューについては、証明書に代わり必ずトラッキング付非化石証書取引結果通知を付与いたします)。また、証明書又は通知の付与が遅延する場合、当社はすみやかにお客さまへ連絡するものといた

します。なお、トラッキング付非化石証書を使用したメニューについては、割り当て発電所の詳細を、トラッキング付非化石証書取引結果通知にて、記載いたします。

(2) 当社は、環境配慮型のメニューごとに、調達する電源の構成と環境価値の充足率、および二酸化炭素排出係数を、当社ホームページに公表いたします。また、これらの数値は、毎年、環境省の事業者別排出係数更新時期（全電源排出係数は毎年 12 月～2 月、メニュー別排出係数は毎年 6 月～8 月）に更新いたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

23. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

24. 検　針　日

検針は、月ごとに地域送配電事業者等が行い、検針日は電気需給契約書に定めるものとします。なお計量器の故障や非常変災の場合等、やむをえない事情がある場合には定められた検針日以外の日に検針することがあります。

25. 料金の算定期間

料金の算定期間は、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、これによりがたい場合は地域送配電事業者等が定める託送供給等約款によるものとします。また、電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の計量期間は、開始した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日までの期間といたします。

26. 使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は、地域送配電事業者等が設置する記録型計量器（以下「電力量計」といいます。）を使用するものとし、本条(4)の場合を除き、電力量計に 30 分ごとに記録された値の読みによるものとし、検針日（検針日の 24 時、または検針日が毎月 1 日の場合は月末 24 時）における電力量計の読み（電気需給契約が終了した場合は、原則として終了日における電力量計の読みといたします。）と前回検針日の読み（電力の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）との差引により算定された使用電力量を、計量期間の使用電力量といたします。なお、検針の結果は、地域送配電事業者等から当社が受領した後、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

(2) 最大需要電力の計量は、電力量計の 30 分最大需要電力記録により行うものといたします。

(3) 力率の算定は、電力量計の有効電力量と無効電力量により行うものといたします。

(4) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、計量期間の使用電力量は、当社と地域送配電事業者等との協議によって定め、その結果をお客さまにお

知らせします。

27. 料 金 の 算 定

(1) 料金は、次の場合を除き、計量期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または電気需給契約が終了した場合

ロ　契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

(2) 料金は、電気需給契約ごとに電気需給契約書、この需給約款およびそれぞれの別紙、別表に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。

(3) 電気をまったく使用しない場合の基本料金は、15（料金）(5) に従い取り扱います。

(4) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

① 基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

なお、日割り計算の対象となる日数は、電気の需給を新たに開始する場合および再開する場合は開始日または再開日から最初の検針日までの日数が 28 日未満の場合とし、電気の需給を休止または停止、もしくは契約を終了する場合は、直前の検針日から休止または停止、もしくは終了する日までの日数が 30 日未満の場合とします。

② 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

イ　本条(1)イの場合

計量期間の使用電力量により算定いたします。

ロ　本条(1)ロの場合

計量期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(5) (1)イの場合の電力量については、計量期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の電力量については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。

28. 料金の支払義務ならびに支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。

イ　原則として検針日といたします。ただし、26（使用電力量等の計量）(4)の場合、計量期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ　電気需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があって電気需給契約の終了日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。

(2) お客さまの料金の支払期日は、下記のイからニの場合を除き、口座振替の場合は支払義務発生日が属する月の翌月の 26 日、銀行振込の場合は翌月の 20 日までにお支払いいただきます。ただし、基準検針日が 1～10 日の場合、口座振替については翌月の 5 日、銀行振込については翌月の 15 日までにお支払いいただくものとします。なお、当社は、お客さまと協議のうえ、これとは異なる支払期日を請求書にて通知することがあります。

イ　お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合

ロ　お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合

ハ　お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合

ニ　お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

(3) (2)イからニまでに該当する場合、お客さまの料金の支払期日は、次のとおりといたします。

イ　(2)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期日を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日までといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から 2 営業日を経過していない料金の支払期日については、お客さまと当社で協議して定めるものとします。

ロ　(2)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日以降、当社請求書をお客さまが受領した日から起算して 7 日以内といたします。

(4) お客さまが、(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

29. 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、契約超過金、違約金、その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。以下同様とします。）についてはそのつど、口座振替または銀行振込のうち、電気需給契約書に定める方法によりお支払いただきます。

(2) 電気需給契約書別紙 1 に定める料金等の支払のための金融機関において、期日までに支払がなされなかった場合には、

イ　当社が指定する金融機関に振込みいただきます。また、この時、振込手数料はお客さまのご負担となります。

ロ　当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。

(4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
(5) 当社は、(1)または(2)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式・方法により、料金等を支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

30. 保　証　金

(1) 当社は、原則として供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 か月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。ただし、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。
(2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降 60 日目の日までといたします。
(3) 当社は、電気需給契約が終了した場合または支払期日を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
(4) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気需給契約が終了した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。なお、当社は、保証金に利息を付しません。

Ⅴ　使用および供給

31. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

32. 契 約 超 過 金

(1) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社は、契約超過電力に基本料金を乗じて得た金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。
(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日に支払っていただきます。
(3) 契約電力の超過に伴い、当社と地域送配電事業者等との間における接続契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの間の電気需給契約の内容を変更させていただきます。

33. 需給計画に係るお客さまの協力

当社は、託送供給等約款に基づく需給計画作成のために必要な情報を、お客さまより提供していただきます。

34. 連 絡 体 制

お客さまと当社は、電気需給契約上必要な連絡体制を確立し、維持するものとします。

35. 力 率 の 保 持

(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

(2) 当社ならびに地域送配電事業者等は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。

36. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および地域送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点の電力量計等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査

(2) 58（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 電力量計の検針または計量値の確認

(5) 38（供給の停止）、48（電気需給契約の中途解約）(1)または 51（解約等）に伴い、供給設備等に対する必要な処置の実施

(6) その他この需給約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および地域送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

37. 電気の使用に伴うお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を地域送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、当社と地域送配電事業者等の定める発電設備系統連系に関する取り決めに準じていただきます。

(3) 電気の供給の実施に伴い、当社および地域送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。

(4) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて当社指定の様式（週間電気使用計画書）に従い、1週間ごとの使用電力量の計画書を提出していただきます。

37-1. 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い地域送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

37-2. 施設場所の提供

以下の場合において、地域送配電事業者等から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。

(1) お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合

(2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取り付ける場合

(3) 通信設備等を設置する場合

(4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

37-3. お客さまの電気工作物の使用

お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物について、地域送配電事業者等が、無償で使用することに承諾いただきます。

(1) お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。以下同様とします。）

(2) お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物

(3) お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備

イ　鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

(4) お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の 2 次配線等

(5) 地域送配電事業者等が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

37-4. 調査および調査に対するお客さまの協力等

(1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、地域送配電事業者等、または地域送配電事業者等が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、地域送配電事業者等または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得てお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、地域送配電事業者等または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

(2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および地域送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。

38. 供 給 の 停 止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を地域送配電事業者等に依頼することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を地域送配電事業者等に依頼することがあります。

なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまがこの需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を地域送配電事業者等に依頼することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　36（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または地域送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ニ　37（電気の使用に伴うお客さまの協力）ないし 37-4（調査および調査に対するお客さまの協力等）によって必要となる措置を講じられない場合

ホ　その他お客さまがこの需給約款に反した場合

(4) 当社がお客さまに 31（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、当社は、当該電気の供

給の停止を地域送配電事業者等に依頼することがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は供給停止のための処置を行うと同時に、地域送配電事業者等にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

39. 供給停止の解除

38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給の再開を地域送配電事業者等に依頼いたします。

40. 供給停止期間中の料金

38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の 50 パーセント相当額を 27（料金の算定）(4)により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

41. 違　約　金

(1) お客さまが 38（供給の停止）(3)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、電気需給契約書およびこの需給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 か月以内で当社が決定した期間といたします。

42. 供給の停止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社もしくは地域送配電事業者等は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を停止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　地域送配電事業者等の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　地域送配電事業者等の電気工作物の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合

ハ　非常変災の場合

ニ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合等、地域送配電事業者等が電気の供給を中止し、または使用を制限し、もしくは使用を中止する要請を行った場合

(2) (1)の場合において、その予定日時が明らかな場合は、当社もしくは地域送配電事業者等はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(3) 当社は、上記(1)または(2)に伴う料金の減額は行いません。

43. 損害賠償の免責

(1) 当社は 11（供給の開始）(3)に従って、お客さまに対し差額を負担する場合を除き、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責めを負いません。

(2) 42（供給の停止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) お客さまが 6（電気需給契約締結前の確認事項）(3)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責めを負いません。

(4) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、51（解約等）、または期間満了によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

(6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。

(7) 地域送配電事業者等の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害について、当社は責めを負いません。

44. 設 備 の 賠 償

(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の地域送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が地域送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。

(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

45. 電気需給契約の変更

電気需給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむをえずお客さまが電気需給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

なお、契約電力を変更する際は、次のとおりといたします。

(1) 協議制のお客さまで、8（電気需給契約の成立および契約期間）(2)ロにより当社との契約を自動継続される場合、契約電力を新たに設定または増加された日以降 1 年に満たないで

契約電力の減少はできません。なお、お客さまおよび当社の双方が合意すれば、この限りではありません。

(2) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、原則として当社は翌月以降、契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。

(3) 実量制のお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、当該月の翌月以降、協議制のお客さまとして契約電力を定めるものとします。なお、契約電力は当該月の最大需要電力を下回らないものとします。

46. 料 金 の 変 更

(1) 次の状況変化が生じた場合は、料金を適当な水準に見直すため、お客さまと当社にて協議するものといたします。

イ　地域送配電事業者等の託送供給等約款が変更され、当該約款に定める接続送電サービス料金等の料金が変更された場合、旧一般電気事業者の電気料金が改定された場合（電気料金が増額された場合に限るものとします。）、消費税等の税率が改正され、新たな税率に基づいて料金改定を行う必要がある場合、その他国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、卸電力取引所における取引価格の高騰を含みますが、これらに限られません。）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合

ロ　お客さまが当社に提出した契約期間中の電気の需要予測（これがない場合は、過去一年間の電気の需要実績を需要予測とみなします。）とお客さまの実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合

(2) (1)の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から 3 か月を経過したときをもって需給契約を解約できるものとし、この場合、お客さまは他の小売電気事業者へ電気供給を申込み、当社はその手続に必要な協力を行うものとします。

(3) (1)にかかわらず、非化石価値取引市場や、非化石価値に関する制度変更等が実施されることに起因して、環境価値の調達価格に大きな変動があった場合、当社は、当社が適当と判断する方法によりお客さまに改定単価を通知し、単価を決定するものといたします。

47. 名 義 の 変 更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続をしていただきます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

48. 電気需給契約の中途解約

(1) 電気需給契約は、その期間満了をもって終了いたします。

(2) 51（解約等）の場合を除き、契約期間中の需給契約の中途解約はできません。ただし、その需給契約が 8（電気需給契約の成立および契約期間）(2)ロに基づいて継続された契約の場合は、お客さままたは当社が、あらかじめその契約終了期日を定めて、3 か月前までに相手

方に書面で通知し、お客さまおよび当社の双方が合意すればこの限りではありません。
この場合、地域送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された契約終了期日に、地域送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(3) 前項ただし書きの電気需給契約の中途解約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された契約終了期日に終了いたします。
イ　当社がお客さまの中途解約通知を契約終了期日の 3 か月前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から 3 か月後に電気需給契約が終了するものといたします。
ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により、地域送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

(4) 51（解約等）によって、当社が電気需給契約を解約した場合は、解約日に電気需給契約は終了するものといたします。

49. 需給開始後の電気需給契約の終了または変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定された後に、または契約電力を増加された後に、電気需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、当社が接続供給契約に基づき地域送配電事業者等から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。

50. 需給開始後の電気需給契約の終了または変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または電気需給契約が終了する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための地域送配電事業者等との間の接続供給契約に基づいて当該地域送配電事業者等から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。

51. 解　約　等

(1) 当社は、次の場合には需給契約を解約することができます。なお、解約する場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
イ　お客さまが料金を支払期日を 15 日経過しても支払わない場合
ロ　お客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を 15 日経過しても支払わない場合
ハ　お客さまがこの需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払期日を 15 日経過しても支払わない場合
ニ　託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
ホ　38（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
ヘ　30（保証金）(1)に基づき追加の保証金の提供を要請したにもかかわらず、保証金が提

供されない場合

ト　お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

チ　お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合

リ　お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ヌ　お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ル　その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合

ヲ　お客さまが、当社の書面による承諾を得ずに、本契約より生じる一切の権利および義務の一部または全部を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせまたは担保に供した場合

ワ　お客さまがこの需給約款に反した場合

カ　その他前各号に準じる事由が生じた場合

(2) お客さまが、48（電気需給契約の中途解約）(2)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は終了するものといたします。

52. お客さまからの契約期間内解約

48（電気需給契約の中途解約）(2) ただし書きの場合を除き、お客さまが電気需給契約の契約期間満了以前に電気需給契約を解約される場合（51（解約等）(2)の場合を含みます。）には、以下の計算式によって算出した解約違約金をお客さまより申し受けます。また当社は、お客さまより協議のお申し出がある場合、相当の理由があると当社が認めるときは協議に応じることがあります。

なお、この需給約款に基づく電気需給契約期間内に、お客さまの都合により高圧電気から低圧電気に変更を行う場合は、原則としてこの条項の適用外とし、お客さまと当社の協議によるものとします。

解約時から契約期間満了時までの期間の月数（※）×基本料金×150 パーセント

※月数の算定にあたり日割計算は行わないものとし、解約時から契約期間満了時までの期間のうち 1 月未満となる期間についても「1 月」として算定するものとします。

53. 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 需 給 地 点

54. 需給地点および施設

(1) 電気の需給地点は、地域送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) 需給地点は、接続供給契約に基づきお客さまと当該地域送配電事業者等および当社との協議によって定めます。

Ⅷ 工事および工事費負担金

55. 供給設備の工事費負担金相当額の申し受け

(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって引込み線、計量器その他地域送配電事業者等の供給設備を変更する場合（供給電圧を下位の電圧に変更する場合を含みます。）において、当社が接続供給契約に基づいて地域送配電事業者等より工事費の負担を求められる場合には、当社は、お客さまよりその負担金を申し受けます。

(2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始にいたらないで電気需給契約を廃止または変更される場合は、当社は地域送配電事業者等から請求された費用をお客さまより申し受けます。

(3) その他、地域送配電事業者等の託送供給等約款に定められた工事費負担金の定める事項に準じて、お客さまのお申し出により発生した供給設備等に係る工事費負担金は原則としてお客さまの負担として申し受けます。

56. 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な電力量計、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の 2 次配線および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として地域送配電事業者等の所有とし、地域送配電事業者等の負担で取り付けます。ただし、変成器の 2 次配線等でとくに必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

(2) 電力量計、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社および地域送配電事業者等との協議によって定めます。

(3) 電力量計、その付属装置および区分装置の取り付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、当社および地域送配電事業者等が無償で使用できるものといたします。

(4) お客さまの希望によって電力量計、その付属装置および区分装置の取り付け位置を変更する場合には、当社もしくは地域送配電事業者等は、お客さまから実費に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

(5) お客さまが契約電力を変更される場合で、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な電力量計、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、当社もしくは地域送配電事業者等はその工事費の全額に消費税等相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

Ⅸ 保　　安

57. 保 安 の 責 任

需給地点に至るまでの供給設備および電力量計等需要場所内の地域送配電事業者等の電気工作物について、託送供給等約款に基づき地域送配電事業者等が保安の責任を負います。

58. 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社および地域送配電事業者等、ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが、引込線、電力量計等その需要場所内の当社および地域送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが地域送配電事業者等の電力量計その他の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが地域送配電事業者等の電力量計等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容をただちに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または地域送配電事業者等は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。

(3) お客さまは、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、地域送配電事業者等と協議していただきます。

(4) 供給地点に至るまでの供給設備（地域送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および電力量計等需要場所内の地域送配電事業者等の電気工作物については、地域送配電事業者等が、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

X そ の 他

59. 守 秘 義 務

お客さまおよび当社は、電気需給契約の内容、電気需給契約に基づく取引に関する情報および電気需給契約締結により知り得た相手方の情報（ただし、以下に掲げる情報を除きます。）について、事前の相手方の承諾なく、第三者に開示してはならないものとします。ただし、電力需給契約に基づく電気の供給のために地域送配電事業者等に対して開示が必要な場合、6（電気需給契約締結前の確認事項）(5)に定める場合、債権の管理・回収等電気需給業務運営上必要な場合、および行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署から情報開示を要求された場合は、この限りではありません。

(1) 開示された時点ですでに公知となっていた情報
(2) 開示後、双方の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
(3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
(4) 開示された時点で既に保有していた情報

60. 第三者への委託

当社は、お客さまに対する電気の供給にあたり必要となる需給管理業務等を、第三者に委託できるものとします。

61. 準 拠 法

電気需給契約に関する権利義務は、日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

62. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

63. 反社会的勢力の排除

(1) お客さまおよび当社は、電気需給契約の相手方（相手方の代表者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいいます。）が次に該当する事由があるときは、何らの通知・催告を要しないで、ただちに契約等の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、契約等を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとします。

イ　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であると認められるとき
ロ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
ハ　反社会的勢力を利用するなどしたと認められるとき
ニ　反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

ホ　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

ヘ　自らまたは第三者を利用して、契約等の相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて契約等の相手方の信用を棄損し、もしくは業務を妨害する行為等を行ったとき

(2) お客さまおよび当社は、自らが(1)イからヘに該当しないことを確約し、将来も(1)イからヘに該当しないことを確約するものとします。

(3) お客さままたは当社が、(2)に反した場合には、契約等の相手方は何らの通知・催告を要しないで、ただちに契約等の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、契約等を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとします。

付則

1. 2017年6月1日改訂電気需給約款を廃止し、新たに2017年10月1日よりこの需給約款を制定し、ver1.0.0として適用するものとします。
2. 2017年11月1日に、ver1.0.1に改訂し、適用します。
3. 2018年4月1日に、ver1.1.0に改訂し、適用します。
4. 2019年6月1日に、ver1.1.1に改訂し、適用します。
5. 2020年8月1日に、ver1.2.0に改訂し、適用します。
6. 2022年4月1日に、ver1.2.1に改訂し、適用します。
7. 2022年10月1日に、ver1.2.2に改訂し、適用します。
8. 2023年4月1日に、ver2.0.0に改訂し、適用します。
9. 2023年11月1日に、ver2.0.1に改訂し、適用します。
10. 2024年4月1日に、ver2.1.0に改訂し、適用します。
11. 2025年4月1日に、ver3.0.0に改訂し、適用します。
12. 2025年7月1日に、ver3.0.1に改訂し、適用します。
13. 2025年10月1日に、ver3.1.0に改訂し、適用します。
14. 2026年4月1日に、ver3.2.0に改訂し、適用します。
15. 2026年6月1日に、ver3.2.1に改訂し、適用します。
16. 2026年9月1日に、ver3.2.2に改訂し、適用します。

別　　表

1. 季節、休日、時間帯区分

季節区分、休日区分および時間帯区分は、原則として地域送配電事業者等のそれに準じるものとし、それぞれ次のとおりといたします。

(1) 北海道電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分

	対象日時	
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	昼間時間以外の時間

(2) 東北電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(3) 東京電力パワーグリッド株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
	その他季	毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた夏季の午後 1 時から午後 4 時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日およびピーク時間を除いた午前 8 時から午後 10 時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(4) 中部電力パワーグリッド株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
	その他季	毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
時間帯区分	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた夏季の 午前10時から午後5時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日および重負荷時間を除いた午前 8 時から午後 10 時までの時間

	夜間時間	重負荷時間および昼間時間以外の時間

(5) 北陸電力送配電株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
	その他季	毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた夏季の午後 1 時から午後 4 時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日およびピーク時間を除いた午前 8 時から午後 10 時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(6) 関西電力送配電株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
	その他季	毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
時間帯区分	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた夏季の午前10時から午後5時までの時間

	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	重負荷時間および昼間時間以外の時間

(7) 中国電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
時間帯区分1	ピーク時間	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	週末時間	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日時間	ピーク時間および週末時間以外の時間
時間帯区分2	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(8) 四国電力送配電株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
	その他季	毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた夏季の午後 1 時から午後 4 時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日およびピーク時間を除いた午前 8 時から午後 10 時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(9) 九州電力送配電株式会社が定める託送供給等約款の休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
	その他季	毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた夏季の午後 1 時から午後 4 時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日およびピーク時間を除いた午前 8 時から午後 10 時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第三十二条第2項に定める納付金単価に相当する金額とします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。当社は当該単価の適用にあたり、事前に通知することなく、毎月の電気料金請求書にその単価を明示することによりお知らせします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第三十七条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申し出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第三十七条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日の前日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、再生可能エネルギー特別措置法第三十七条第 3 項の規定により、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令第四条に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

3. 燃 料 費 等 調 整

当社は、燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、市場価格調整単価の算定は行わず、お客さまの契約内容に応じた旧一般電気事業者が定める小売供給に係る約款(以下、別表3において「旧一般電気事業者の約款」といいます。)に基づき算定された単価をそのまま用いて燃料費等調整相当額を算出し、得られた燃料費等調整相当額はそのままお客さまの電気料金に反映するものといたします。なお、これらの単価は毎月変動し、旧一般電気事業者の約款の定めにかかわらず、燃料費等調整相当額に上限は設けないものとします。

以下は、旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整額の算定方法となります。

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平 均 燃 料 価 格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

北海道電力ネットワーク株式会社（以下「北海道エリア」といいます。）、東北電力ネットワーク株式会社（以下「東北エリア」といいます。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京エリア」といいます。）、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部エリア」といいます。）、北陸電力送配電株式会社（以下「北陸エリア」といいます。）、関西電力送配電株式会社（以下「関西エリア」といいます。）、中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国エリア」といいます。）、四国電力送配電株式会社（以下「四国エリア」といいます。）および九州電力送配電株式会社（以下「九州エリア」といいます。）の供給区域

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、α、β および γ の値については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

$$燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{(二)の基準単価}{1{,}000}$$

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、基準燃料価格については、旧一般電気事業者約款の規定により旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

北海道・東北・北陸・関西・中国・四国・九州エリアの場合

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間
毎年 12 月 1 日から翌年 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間

東京エリアの場合

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間

毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間
毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間
翌年1月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間
翌年2月1日から翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の料金に係る計量期間
翌年3月1日から翌年の3月31日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間

中部エリアの場合

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間
毎年10月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間
毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間
翌年1月1日から1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間
翌年2月1日から翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間

ニ．基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、旧一般電気事業者が公

表する電気の供給に係る約款等の規定により旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ．離 島 平 均 燃 料 価 格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

(ｲ) 北海道エリアおよび東北エリアの供給区域

平均燃料価格＝Ａ×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間（ハに定める平均燃料価格算定期間をいいます。以下（2）において同様とします。）における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、α の値については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(ﾛ) 中国エリアおよび九州エリアの供給区域

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、α、β および γ の値については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ロ．離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(\text{二})\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、基準燃料価格については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等

の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ハ．離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、北海道エリア、東北エリア、中国エリア、九州エリアの供給区域に適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間

ニ．離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(3) 市場価格調整額の算定

イ．電力市場価格卸電力取引所が公表する価格をいい、次に定めるものとします。

(イ) 供給区域が北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、関

西エリアおよび九州エリアの場合、スポット市場価格をいいます。

(ﾛ) 供給区域が中国エリアの場合、卸電力取引所の翌日取引および時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引および時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価のうち、供給区域に適用されるものをいいます。

ロ．平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ｲ) 北海道エリアの供給区域の場合

平均市場価格＝Ｘ×ｘ＋Ｙ×ｙ

Ｘ＝各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Ｙ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

なお、x および y の値については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(ﾛ) 東北エリアの供給区域の場合

平均市場価格＝Ｘ×δ1＋Ｙ×δ2

Ｘ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Ｙ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までのスポット市場価格の昼間平均価格

なお、δ1およびδ2の値については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(ﾊ) 東京エリアの供給区域の場合

(ﾊ)-1　標準（季節別）、季節別時間帯別および休日高負荷の場合

平均市場価格＝Ｄ×δ1＋Ｅ×δ1

Ｄ＝各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Ｅ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

なお、δ1およびδ2の値については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(ﾊ)-2　ベーシックプランおよび市場価格連動プランの場合

1キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、各平均市場価格算定期間における下記時間帯別に算定したキロワット時あたりの単純

平均スポット市場価格といたします。

朝時間

平日（土曜日を含む）の午前8時から午後1時までの時間をいいます。

昼時間

平日（土曜日を含む）の午後1時から午後4時までの時間をいいます。

晩時間

平日（土曜日を含む）の毎日午後4時から午後10時までの時間をいいます。

夜時間

朝時間、昼時間および晩時間以外の時間をいいます。ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日は全日夜時間とします。

(ﾆ) 中部エリアの供給区域の場合

平均市場価格＝Ｘ×ｘ＋Ｙ×ｙ

Ｘ＝各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均

Ｙ＝各平均市場価格算定期間6時から18時までの約定単価の単純平均

なお、x およびｙの値については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(ﾎ) 北陸エリアの供給区域の場合

平均市場価格＝各平均市場価格算定期間における毎日午前6時から午後6時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

(ﾍ) 関西エリアの供給区域の場合

平均市場価格＝Ｄ×δ＋Ｅ×ε

Ｄ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値

Ｅ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の毎日午前8時から午後4の平均値

なお、δおよびεの値については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(ﾄ) 中国エリアの供給区域の場合

平均市場価格＝Ｘ×ｘ＋Ｙ×ｙ

Ｘ＝各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均市場価格

Ｙ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

なお、x およびｙの値については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(ﾁ) 九州エリアの供給区域の場合

平均市場価格＝全日単価×δ1＋昼間単価×δ2

全日単価＝各平均市場価格算定期間における1キロワット時あたりの単純スポット市

場価格

昼間単価＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの 1 キロワット時あたりの単純平均スポット市場価格

なお、δ1 およびδ2 の値については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ハ. 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

(ｲ) 北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、関西エリア、中国エリアおよび九州エリアの供給区域の場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格－基準市場価格) × ホの調整係数

なお、東京エリアのベーシックプランおよび市場価格連動プランの市場価格調整単価は、時間帯別に算定いたします。

(ﾛ) 北陸エリアの供給区域の場合

(ｲ) 平均市場価格が 5 円 00 銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格－5 円 00 銭) × ホの調整係数

(ﾛ) 平均市場価格が 29 円 00 銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格－29 円 00 銭) × ホの調整係数

(ﾊ) 平均市場価格が 5 円 00 銭以上、29 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は 0 円 00 銭とします

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、基準市場価格については、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ニ. 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

北海道・中部・中国・九州エリアの場合

平均市場価格算定期間		市場価格調整単価 適用期間
北海道、中国エリア	中部、九州エリア	各エリア

毎年1月1日から 3月31日まで	毎年3月21日から 4月20日まで	その年の6月の 料金に係る計量期間
毎年2月1日から 4月30日まで	毎年4月21日から 5月20日まで	その年の7月の 料金に係る計量期間
毎年3月1日から 5月31日まで	毎年5月21日から 6月20日まで	その年の8月の 料金に係る計量期間
毎年4月1日から 6月30日まで	毎年6月21日から 7月20日まで	その年の9月の 料金に係る計量期間
毎年5月1日から 7月31日まで	毎年7月21日から 8月20日まで	その年の10月の 料金に係る計量期間
毎年6月1日から 8月31日まで	毎年8月21日から 9月20日まで	その年の11月の 料金に係る計量期間
毎年7月1日から 9月30日まで	毎年9月21日から 10月20日まで	その年の12月の 料金に係る計量期間
毎年8月1日から 10月31日まで	毎年10月21日から 11月20日まで	翌年の1月の 料金に係る計量期間
毎年9月1日から 11月30日まで	毎年11月21日から 12月20日まで	翌年の2月の 料金に係る計量期間
毎年10月1日から 12月31日まで	毎年12月21日から 翌年1月20日まで	翌年の3月の 料金に係る計量期間
11月1日から 翌年の1月31日まで	翌年1月21日から 2月20日まで	翌年の4月の 料金に係る計量期間
12月1日から 翌年の2月28日まで （翌年が閏年となる 場合は、翌年の 2月29日までの期間）	翌年2月21日から 3月20日まで	翌年の5月の 料金に係る計量期間

東北・北陸エリアの場合

平均市場価格算定期間		市場価格調整単価 適用期間
東北エリア	北陸エリア	各エリア
毎年4月21日から 5月20日まで	毎年4月24日から 5月23日まで	その年の6月の 料金に係る計量期間
毎年5月21日から 6月20日まで	毎年5月24日から 6月23日まで	その年の7月の 料金に係る計量期間
毎年6月21日から 7月20日まで	毎年6月24日から 7月23日まで	その年の8月の 料金に係る計量期間
毎年7月21日から 8月20日まで	毎年7月24日から 8月23日まで	その年の9月の 料金に係る計量期間
毎年8月21日から 9月20日まで	毎年8月24日から 9月23日まで	その年の10月の 料金に係る計量期間
毎年9月21日から 10月20日まで	毎年9月24日から 10月23日まで	その年の11月の 料金に係る計量期間
毎年10月21日から 11月20日まで	毎年10月24日から 11月23日まで	その年の12月の 料金に係る計量期間

毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日まで	毎年 11 月 24 日から 12 月 23 日まで	翌年の 1 月の 料金に係る計量期間
毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日まで	毎年 12 月 24 日から 翌年 1 月 23 日まで	翌年の 2 月の 料金に係る計量期間
翌年 1 月 21 日から 2 月 20 日まで	翌年 1 月 24 日から 2 月 23 日まで	翌年の 3 月の 料金に係る計量期間
翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日まで	翌年 2 月 24 日から 3 月 23 日まで	翌年の 4 月の 料金に係る計量期間
翌年 3 月 21 日から 4 月 20 日まで	翌年 3 月 24 日から 4 月 23 日まで	翌年の 5 月の 料金に係る計量期間

東京エリアの場合

平均市場価格算定期間		市場価格調整単価 適用期間
東京エリア ベーシックプラン、市場価格連動プラン、その他料金メニュー①※1 の場合	東京エリア その他料金メニュー②※2	東京エリア
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日まで	毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日まで	その年の 6 月の 料金に係る計量期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日まで	毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日まで	その年の 7 月の 料金に係る計量期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日まで	毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日まで	その年の 8 月の 料金に係る計量期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日まで	毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日まで	その年の 9 月の 料金に係る計量期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで	毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日まで	その年の 10 月の 料金に係る計量期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで	毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日まで	その年の 11 月の 料金に係る計量期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日まで	毎年 7 月 21 日から 10 月 20 日まで	その年の 12 月の 料金に係る計量期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日まで	毎年 8 月 21 日から 11 月 20 日まで	翌年の 1 月の 料金に係る計量期間
翌年 1 月 1 日から 1 月 31 日まで	毎年 9 月 21 日から 12 月 20 日まで	翌年の 2 月の 料金に係る計量期間
翌年 2 月 1 日から 2 月 28 日まで （閏年の場合は、2 月 29 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 翌年 1 月 20 日まで	翌年の 3 月の 料金に係る計量期間
翌年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで	毎年 11 月 21 日から 翌年 2 月 20 日まで	翌年の 4 月の 料金に係る計量期間
翌年 4 月 1 日から 4 月 30 日まで	毎年 12 月 21 日から 翌 3 月 20 日まで	翌年の 5 月の 料金に係る計量期間

※1：特別高圧 A 標準プラン、特別高圧 B 標準プラン、業務用標準プラン、産業用標準プラン 500ｋW 以上

※2：特別高圧A季節時間帯別プラン、特別高圧B季節時間帯別プラン、業務用季節時間帯別プラン、産業用季節時間帯別プラン、産業用標準プラン500ｋW未満、業務用休日高負荷プラン、自家発補給電力と同一計量の場合は全てのプランが適用

関西エリアの場合

平均市場価格算定期間		市場価格調整単価適用期間
関西エリア 高圧500kW未満の場合	関西エリア 高圧500kW以上、特別高圧の場合	関西エリア
毎年3月21日から 4月20日まで	毎年4月21日から 5月20日まで	その年の6月の 料金に係る計量期間
毎年4月21日から 5月20日まで	毎年5月21日から 6月20日まで	その年の7月の 料金に係る計量期間
毎年5月21日から 6月20日まで	毎年6月21日から 7月20日まで	その年の8月の 料金に係る計量期間
毎年6月21日から 7月20日まで	毎年7月21日から 8月20日まで	その年の9月の 料金に係る計量期間
毎年7月21日から 8月20日まで	毎年8月21日から 9月20日まで	その年の10月の 料金に係る計量期間
毎年8月21日から 9月20日まで	毎年9月21日から 10月20日まで	その年の11月の 料金に係る計量期間
毎年9月21日から 10月20日まで	毎年10月21日から 11月20日まで	その年の12月の 料金に係る計量期間
毎年10月21日から 11月20日まで	毎年11月21日から 12月20日まで	翌年の1月の 料金に係る計量期間
毎年11月21日から 12月20日まで	毎年12月21日から 翌年1月20日まで	翌年の2月の 料金に係る計量期間
毎年12月21日から 翌年1月20日まで	翌年1月21日から 2月20日まで	翌年の3月の 料金に係る計量期間
翌年1月21日から 2月20日まで	翌年2月21日から 3月20日まで	翌年の4月の 料金に係る計量期間
翌年2月21日から 3月20日まで	翌年3月21日から 4月20日まで	翌年の5月の 料金に係る計量期間

ホ．調整係数

調整係数は、旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(4)HH価格調整単価の算定

イ.HH価格調整単価

HH 価格調整単価は、以下の算式によって算定された値といたします。

HH 価格調整単価

$$= \left(\text{基準 HH 単価} \times \frac{\text{HH 価格}}{\text{基準 HH 価格}} + \text{基準輸送関連単価} \right) \times \frac{\text{平均為替レート}}{\text{基準為替レート}} - \text{基準 HH･輸送関連単価}$$

なお、HH 価格調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で 四捨五入いたします。

また、基準 HH 単価や基準 HH 価格、基準為替レート、基準輸送関連単価は旧一般電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により旧一般電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。基準 HH･輸送関連単価は、基準 HH 単価および基準輸送関連単価の 合計値といたします。

ロ. HH 価格調整単価の適用

各 HH 価格および各平均為替レート算定期間の平均為替レートによって算定された HH 価格調整単価は、各 HH 価格および各算定期間に対応する HH 調整単価に使用される電気に適用いたします。

中部エリアの場合

平均為替レート算定期間	HH 価格	HH 調整単価適用期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月	その年の 6 月の料金に係る計量期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月	その年の 7 月の料金に係る計量期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月	その年の 8 月の料金に係る計量期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月	その年の 9 月の料金に係る計量期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月	その年の 10 月の料金に係る計量期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月	その年の 11 月の料金に係る計量期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月	その年の 12 月の料金に係る計量期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月	翌年の 1 月の料金に係る計量期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月	翌年の 2 月の料金に係る計量期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月	翌年の 3 月の料金に係る計量期間
翌年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	毎年 1 月	翌年の 4 月の料金に係る計量期間
翌年 2 月 1 日から翌年 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 2 月	翌年の 5 月の料金に係る計量期間

(5) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、各エリアごとに次の算式のより算定される金額とします。

(ｲ) 北海道エリア、東北エリア、中国エリアおよび九州エリアの供給区域の場合

燃料費等調整額

=使用電力量×（燃料費調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価＋市場価格調整単価）

(ﾛ) 東京エリアの供給区域の場合

(ﾛ)-1　標準（季節別）、季節別時間帯別および休日高負荷の場合

燃料費等調整額

=使用電力量×（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）

(ﾛ)-2　ベーシックプランの場合

燃料費調整額　=　使用電力量×　燃料費調整単価

市場価格調整額　=　使用電力量×　市場価格調整単価

(ﾛ)-3　市場価格ゼロプランの場合

燃料費調整額　=　使用電力量×　燃料費調整単価

(ﾛ)-4　市場価格連動プランの場合

市場価格調整額　=　使用電力量×　市場価格調整単価

(ﾊ) 中部エリアの供給区域の場合

燃料費等調整額

=使用電力量×（燃料費調整単価＋市場価格調整単価＋HH 価格調整単価）

(ﾆ) 北陸エリア、関西エリアおよび四国エリアの供給区域の場合

燃料費等調整額=使用電力量×（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）

(6) 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、算定された燃料費等調整相当額を、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせいたします。

4. 平均力率の算定式

(1) 平均力率の算定式は、次のとおりといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率}=\frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2+(\text{無効電力量})^2}}\times 100(\text{パーセント})$$

(2) 平均力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(3) 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、平均力率の算定において $\sqrt{(\text{有効電力量})^2+(\text{無効電力量})^2}$ の計算によって得た値については、小数点以下第 1 位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといたします。